

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月12日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	昭島市
4. 届出番号	19
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.akishima.lg.jp/s008/010/040/010/20161226132125.html

執行機関名 昭島市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	昭島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年昭島市条例第32号)によるひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例(平成27年昭島市条例第34号)別表第1の5の項 昭島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年昭島市条例第32号)によるひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	昭島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第1条及び第3条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、<u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u>に関する原理を明らかにするとともに、<u>母子家庭等及び寡婦</u>に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて<u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u>を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、<u>ひとり親家庭等</u>に対し、医療費の一部を助成し、もつて<u>ひとり親家庭等の保健の向上</u>に寄与するとともに、<u>ひとり親家庭等の福祉の増進</u>を図ることを目的とする。</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、昭島市の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当し、その疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われる者又はこれに準ずる者であつて規則で定めるものとする。</p> <p>(1) <u>ひとり親家庭の父又は母及び児童</u></p> <p>(2) <u>養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童</u></p> <p>(以下省略)</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>昭島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 昭島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成元年規則第21号)</p>